

公 募 説 明 資 料

- 1 見積物件名 令和8年度 伊那谷総合治山事業所燃料供給業務(単価)
- 2 公募公示日 令和8年2月18日
- 3 公募資料交付期間 令和8年2月19日から令和8年3月5日 午前9時～午後5時
(但し、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く)
- 4 応募受付期間 令和8年2月19日から令和8年3月5日 午前9時～午後5時
(但し、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く)
- 5 交付する資料
 - (1) 令和8年度 伊那谷総合治山事業所燃料供給業務(単価)応募要領
 - (2) 応募申込書(様式1)
 - (3) 契 約 書(案)
 - (4) 仕様書

令和8年度 伊那谷総合治山事業所燃料供給業務(単価)応募要領

1 総則

令和8年度 伊那谷総合治山事業所燃料供給業務(以下「業務」という。)の受注者を公募により募集することとし、その実施については、この要領に定める。

2 業務内容

伊那谷総合治山事業所の所有する車両に燃料を給油するほか、庁舎の暖房に使用する灯油の配達を行う。

但し、年間の予定使用の燃料数量は、別紙一仕様書記載の数量を参照すること。

3 応募要件

- (1) 予算決算令及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。但し未成年者被保佐人または補佐人であって契約締結のために必要な同意を得ている者については、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7、8、9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」種類は「燃料類」において、「A・B・C又はD等級」に格付けされ、競争参加地域は「関東・甲信越」に登録されている者であること。
- (4) 店頭給油及び配達灯油が伊那谷総合治山事業所から半径3Km以内に所在している者で且つその対応が可能なる者であること。
- (5) 契約担当官等から「物品の製造契約、物品の購入契約・役務契約の指名停止措置要領について」(平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

4 応募申込書の提出期限及び日時

- (1) 期限 令和8年3月5日
- (2) 提出場所及び照会先
〒395-0001 長野県飯田市座光寺5152-1
伊那谷総合治山事業所 電話:050-3160-6075(IP)
- (3) 提出書類
 - ア) 応募申込書(様式1)
 - イ) 店頭給油所が、伊那谷総合治山事業所から半径3Km以内に所在し且つその対応が可能なる者が証明出来る書類 1部
- (4) 提出にあつての留意点
 - ア) 持参により提出する場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとすること。
 - イ) 郵便による提出する場合は(1)提出期限内に、(2)提出場所へ到着したものまでを受付ける。
 - ウ) 提出された書類に不備があつた場合、発注者側から訂正等に応じなかつた場合書類は無効とする。
 - エ) 提出された書類は、その事由の如何に拘わらず変更、取消には応じないし交換も同様である。
 - オ) 虚偽の記載をした書類は無効とする。

- カ) 受注者の資格を有していない者が提出した書類は無効とする。
- キ) 暴力団排除に関する誓約事項については、中部森林管理局随意契約見積心得に明記する。

https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/attach/pdf/kokoroe-3.pdf

5 その他

- (1) 応募要領に基づいて作成した応募申込書を分任支出負担行為担当官が審査し、応募資格を全て満たしていると認めた者に、見積依頼を行うものとする。
見積書は、予定価格の範囲内で安価で適正な価格を見積もった者と契約を締結するものとする。
- (2) 契約条件については、別添, 契約書(案)を参照すること。

物品売買契約書(案)

- 1 契約物件名 令和8年度 伊那谷総合治山事業所燃料供給業務(単価)
- 2 品名・規格 仕様書による
- 3 契約単価 仕様書別紙1「明細表」のとおり算出する
- 4 契約期間 令和8年4月2日から
令和9年3月31日まで
- 5 納入場所 店頭のほか、発注者が指定する場所(仕様書のとおり)
- 6 契約保証金 免除する。

頭書の物件の売買について、発注者 分任支出負担行為担当官 中部森林管理局 伊那谷総合治山事業所長 中嶋 章 (以下、「発注者」という。)と、受注者 ○○ ○○(以下、「受注者」という。)とは、次の条項によって売買契約を締結し信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者双方署名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

住 所 長野県飯田市座光寺5152-1
氏 名 分任支出負担行為担当官
中部森林管理局
伊那谷総合治山事業所長 中嶋 章

受注者

住 所
氏 名

契 約 条 件

(総則)

第1条 本契約は単価契約であり、契約単価及び契約金額はこの契約条項の定めるところに従い、原則として契約履行後において確定するものとする。

- 2 受注者は、この契約に定める条件に従い約定物品を発注者が指定する納入期限、納入場所に納入し、発注者は、受注者にその対価として代金を支払うものとする。
- 3 この契約において、「発注者」には、発注者の指定する職員を含むものとする。また、「受注者」には、受注者の指定する取扱店、納品代理店等を含むものとする。

(権利義務の譲渡)

第2条 受注者は、発注者の書面による承諾を得ずにこの契約の履行を第三者に委任し、又はこの契約に属する権利又は義務を譲渡し又は承継させてはならない。

(物品の納入)

第3条 受注者は、約定物品について店頭給油のほか、発注者の指定する期限までに納入場所に納入しなければならないものとする。

- 2 受注者は発注者の業務に支障のないよう義務を履行するものとする。
- 3 業務遂行に支障があると認められる場合、発注者が一方的に現契約を取り止めた場合、受注者は一切の異議は、申立出来ないものとする。

(検査)

第4条 受注者は、物品を納入したときは、車両毎に使用明細等の給油の事実の確認に資する書類(給油伝票)を作成し、遅滞なく発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による書類を受けたときは、毎月末時点で集計し、10日以内に当該物品について検査を完了しなければならない。

(物件の所有権の移転)

第5条 約定物品の所有権は、前条による発注者が検査の合格を認めたときをもって発注者に移転するものとする。

- 2 受注者は、約定物品を納入し引渡しを完了するまで、一切の保管の責に任じ、このときまでの危険負担及び物件納付に要する経費を負担するものとする。

(納入期限の延期)

第6条 天災その他受注者の責に帰さない事由により、期限内に約定物品を納付し難いときは、その理由を詳記し、必要に応じて所轄官公署の証明書等を添付して発注者に納付期限の延長を請求することができるものとする。

(遅延金)

第7条 前条について、発注者が認めたときは、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、延滞相当部分の金額に対し年3.0パーセントの率を乗じて計算した額の延滞金を発注者に支払うものとする。

(対価の請求)

第8条 約定物品の対価は、第5条による発注者に所有権が移転した約定物品の数量に約定物品の単価を乗じて得た額(以下、「代金」という。)とする。

- 2 受注者は、第1項の代金について、契約期間満了前に月単位で支払を請求することができるものとする。

(代金の支払い)

第9条 発注者は、受注者から適法な請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。なお、消費税及び地方消費税に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 2 発注者は、発注者の責に帰すべき理由により前項の約定期間内に代金を支払わない場合は、支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づく遅延利息率を乗じて計算した金額を遅延利息として受注者に支払わなければならない。

ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、発注者は前項の規定に拘わらず遅延利息を支払うことを要せずその金額に端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約の解除)

第10条 発注者は、次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除できるものとする。

- (1) 受注者が天災、その他不可抗力によらず契約の解除を申し出たとき。
- (2) 受注者の責に帰する事由により、受注者が契約上の義務を履行せず、又は履行する見込みがないと発注者が認めたとき。
- (3) この契約に関し、受注者が詐欺その他不正行為をなしたと発注者が認めたとき。
- (4) 受注者が天災その他不可抗力によらず契約の解除を申し出たとき。
- (5) 受注者が第7条の規定に違反したとき。

(契約が解除された場合の違約金)

第11条 受注者は、前条第1項各号の規定に該当する理由で契約の解除となった場合は、契約単価に予定数量を乗じて計算した金額(以下「契約金額」という。)の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

(談合等の不正行為にかかる解除)

第12条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金)

第13条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは、第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(法令等の改定等)

第14条 法令の制定、改廃、改定又は予期することができない理由に基づく経済情勢の激変等により契約単価が著しく不適當であると認められるときは、発注者、受注者協議のうえ、これを改定する。

(係争の解決)

第15条 この契約に関し紛争が生じたときは発注者、受注者双方が協議選定した第三者に依頼してその調停によって解決するものとする。

(補足)

第16条 この契約書に定めていない事項については、「中部森林管理局随意契約心得」によるほか、必要に応じ発注者、受注者協議して定めるものとする。

仕 様 書

1 燃料種別及び購入予定数量及び単価

別紙1「明細表」のとおり。

規格は「日本産業規格」とする。予定数量は見込数量であり、実際の購入数量を保証するものではない。

2 納入場所及び給油予定車両

(1) 納入場所は、ガソリンにあつては受注者が営業する給油所の店頭給油、灯油にあつては伊那谷総合治山事業所所有の貯油タンクへの配達給油とする。

(2) ガソリンの給油予定車両は、別紙2「車両一覧表」及び業務上使用するレンタカー等とする。

3 納入方

発注者が給油を依頼する場合は、受注者は、給油完了後、発注者に対し給油伝票(納品書)を発行すること。

4 契約方

各燃料種の1リットル当たりの契約単価を締結し、購入予定数量について売買を行う単価契約である。

5 請求代金計算

(1) 納入数量の集計は原則月末締めとし、燃料種別毎の集計数量に給油単価を乗じる。請求は、契約条項第8条により行う。

(2) 請求する金額は円単位で、消費税10%相当を含んだ単価として計算し、端数は切り捨てること。

6 その他

(1) 単価の変動のある場合は、協議のうえ改定を行い変更するものとし、変更回数は月1回、月初めとすること。月の途中での変更は行わないこととする。

(2) 納入物品は、製造製品の如何に拘わらず受注者が引渡すまでは、その責を負うこと。

別紙1

明細表

油脂品目	予定数量 (ℓ)	単価 (税込み)	金額	仕様	記事
揮発油 (無鉛)	4,100			店頭渡し	
白灯油	700			配達	
合計					契約予定総金額

車 両 一 覧 表

管理番号	登録番号	メーカー	車名
113	松本480さ4167	ダイハツ	ハイゼットトラック
126	松本580ほ7055	スズキ	ジムニー
183	松本581こ3767	スズキ	エブリイワゴン
195	松本300む6964	ニッサン	エクストレイル
214	松本300も948	スズキ	エスクード
256	松本300ら8787	スバル	フォレスター
297	松本301そ2337	ニッサン	エクストレイル
			計 7台